大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成６年12月23日選管告示第48号）

最終改正:令和6年3月1日選挙管理委員会告示第5号

改正内容:令和6年3月1日選挙管理委員会告示第5号［令和6年3月1日］

〇大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程

平成6年12月23日選管告示第48号

改正

平成16年11月19日選挙管理委員会告示第83号
平成19年3月22日選挙管理委員会告示第22号
平成22年4月1日選挙管理委員会告示第17号
平成23年2月18日選挙管理委員会告示第8号
平成29年3月30日選挙管理委員会告示第9号
平成30年9月27日選挙管理委員会告示第14号
令和3年9月2日選挙管理委員会告示第14号
令和4年10月3日選挙管理委員会告示第30号
令和6年3月1日選挙管理委員会告示第5号

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程

（趣旨）

第１条　この告示は、大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年大和市条例第11号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）

第２条　条例第2条、条例第6条又は条例第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、条例第7条又は条例第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、条例第7条又は条例第10条の規定による届出をしなければならない。

２　前項の届出は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第１号様式）、ビラ作成契約届出書（第2号様式）又はポスター作成契約届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する確認申請等）

第３条　候補者（前条第１項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、条例第8条又は条例第11条の規定による確認を受けようとする場合には、大和市選挙管理委員会に対し、自動車燃料代確認申請書（第4号様式）、ビラ作成枚数確認申請書（第5号様式）又はポスター作成枚数確認申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

２　大和市選挙管理委員会は、前項の申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容を確認したときは、速やかに自動車燃料代確認書（第7号様式）、ビラ作成枚数確認書（第8号様式）又はポスター作成枚数確認書（第9号様式）を候補者に交付するものとする。

（燃料供給業者等への確認書の提出）

第４条　候補者は、前条第2項の規定による確認書の交付を受けた場合には、直ちに、当該確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）

第５条　候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（第10号様式）、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（第11号様式）、選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（第12号様式）、ビラ作成証明書（第13号様式）又はポスター作成証明書（第14号様式）を、使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条、条例第7条又は条例第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

２　前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書（燃料）を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第１項第４号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

（請求書の提出）

第６条　契約業者等は、条例第4条、条例第8条又は条例第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書（選挙運動用自動車の使用）（第15号様式）、請求書（ビラ作成）（第16号様式）又は請求書（ポスター作成）（第17号様式）に前条第１項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあっては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあっては第3条第2項の確認書）その他必要な書類を添えて、大和市長に提出しなければならない。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成16年選管告示第83号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成19年選管告示第22号）

この告示は、平成19年3月22日から施行する。

附　則（平成22年4月1日選管告示第17号）

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附　則（平成23年選管告示第8号）

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附　則（平成29年3月30日選管告示第9号）

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行する。

（適用）

2　改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成30年9月27日選管告示第14号）

（施行期日）

1　この告示は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2　改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（令和3年9月2日選管告示第14号）

この規程は、公表の日から施行する。

附　則（令和4年10月3日選管告示第30号）

この規程は、公表の日から施行する。

附　則（令和6年3月1日選管告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。